

斑鳩町学校給食用物資納入登録仕様

1 登録資格

① 経営規模

- イ 常時正常な営業が行われていること。
- ロ 電話・FAX 設備を有し、納品・配達が表示どおり完全にできること。

② 信用状況

- イ 営業経歴及び経営状態が良好であること。
- ロ 学校給食を理解し、協力的であること。
- ハ 食品に関する法律及び諸規定が守られていること。
- ニ 5年以上引き続きその営業に従事していること。
- ホ 納税義務が履行されていること。

③ 衛生状況

製造加工業者については、材料倉庫・製品置場・冷蔵設備・その他衛生上必要な設備が完備していること。

2 業者の登録申請期限

登録年1月24日から1月31日までの間、斑鳩東小学校で受付する。(土、日、祝日を除く)

3 登録品目

別添登録品目表を参照

4 登録申請をするときの提出書類

- イ 登録申請書
- ロ 食品衛生監視採点表又はそれに準ずるものの写し
- ハ 納入しようとする物資に必要と認められる分析試験結果(特に指定する物資)
- ニ 営業所、製造所及び倉庫の所在地の見取図
- ホ 主な販売先調書

へ 市町村民税及び法人にあっては法人税、個人にあっては所得税の直前2年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書類。

- ト その他必要と認める書類

5 登録業者の決定

審査の結果、決定業者に通知するとともに斑鳩町学校給食運営委員会に公表する。

6 登録の有効期間は登録年の4月1日より起算して3年間とする。

7 物資の購入方法

業者は、見本・栄養分析表及び見積書を必要に応じて提出する。見積あわせにより、1品毎に良質な食品を有する業者に決定する。

納入決定した食品については、納入の日時、数量を発注書をもって納入決定業者に25日

頃通知する。

通知を受けた業者は、納入物資の確保及び納入準備をする。

8 物資の納入

発注書に基づき町内各小学校・中学校に納入し、納品書はその都度持参する。

食品の納入は原則として発注書による使用日当日の午前8時～9時（各学校の事情により異なる）とし、前日納入のある場合には別に通知する。

9 物資の検査・検収

納入物資は、納品書と現品及び発注書と照合確認する。検収者は現品価格及び規格、量目、鮮度、汚染の状態を検査し検収する。

ただし、検収受領後といえども、数量又は不良品、その他不適格品を認めた物資については、これを取り替え又は納品物資を返却することがある。

10 代金の請求支払い

当月分の物資の納入が完了したときは、翌月の5日迄にそれぞれの納入小学校・中学校に請求書を提出し、25日、ただし25日が土・日曜日、祝日の場合は翌日に各小学校・中学校において、支払うものとする。（4月分・5月分については、この限りではない。）

11 誓約書

誓約事項に違背したとき、又は学校給食運営委員会で不適當と認めた場合は登録を取り消すことがある。

12 その他

① 特に指定する業者は、検便実施要領に基づき、家族及び従業員全員の検便証明書の提出に応じること。

② 係員が業者の施設、設備、衛生視察指導に訪問したときには協力すること。